

広報せとうち 3 令和3年 月号

絆で創る、魅力あふれる豊かな町づくり | みんなで早寝、早起き、ラジオ体操、朝ごはん！



大湊・須手・手安チームの9区を担った
山下千颯選手は区間賞の走りでトップに躍り出た



実に27年ぶりの優勝を果たした「大湊・須手・手安」は
総合優勝、躍進賞、Bクラス優勝と各賞を総なめにした

まちの人口と世帯 | 住民基本台帳 令和2年1月末

人口 合計	人口 男	人口 女	世帯数 合計
8,809 人 (前月比: - 8)	4,338 人 (前月比: - 2)	4,471 人 (前月比: - 6)	5,245 世帯 (前月比: - 6)

今月の表紙 | 第45回瀬戸内町地区対抗駅伝競走大会にて優勝した「大湊・須手・手安」チーム



動物保護施設
管理責任者

まるのいえ
松下いそのさん



瀬戸内町清水



「人と動物が幸せに 共生するまちを目指して」

皆

さんはアニマルシエルトーという言葉聞いたことがありますか。

聞いたことはあるけれど、何をしているところはわからない。という方も多いのではないのでしょうか。アニマルシエルトーは日本語で「動物保護施設」や「動物保護センター」と呼ばれ、その名のとおり動物を保護するための施設です。

瀬戸内町で唯一の保護施設、清水集落にある「まるの家」では、現在9匹の犬と12匹の猫が共に暮らしています。ここでは、迷子や飼い主に捨てられたペット、社会的に受け入れられなかった動物たちがやってきました。

今月の特集では、まるのいえ管理責任者の松下いそのさんにお話を伺ってきました。松下さんのこれまでの経験や、動物たちへの熱い想いから、これから犬や猫を飼いたいという人はもちろん、飼育するのは難しいけど動物と触れ合いたい、殺処分問題に何か少しでも貢献したい、とお考えの方は、なにかヒントが得られるかもしれません。

ぜひ、ご一読ください。

「まるのいえ」の運営方針

松下さんの愛護活動の目的は「不幸な犬猫を一頭でも減らすこと」

言いかえれば、幸せな犬猫を一頭でも増やすことです。「犬が犬らしく、猫が猫らしく過ごしてほしい」という松下さんの思いが伝わり、まるのいえで暮らす犬猫たちは皆穏やかな表情をしています。

松下さんは、人間社会で暮らす彼らが幸せな一生を送っていくには、共に暮らす人も幸せに共生できる社会を作っていかなければならないと考えています。そんな社会の実現を目指して、まるのいえは活動しています。





～松下さんの1日の流れ～



4:00	起床
5:30～7:30	ドッグラン内の消毒・掃除 犬猫たちの食事の用意 犬猫たちの健康チェック
8:00～12:00	仕事
12:00～13:00	昼食・犬猫のエサやり
13:00～17:00 17:00～	仕事 施設内の掃除 犬猫たちの食事の用意 犬猫たちの世話
21:00～	家事



※まるのいえの運営に係る経費（エサ代、動物の診療費等）は松下さんの自己負担（約1割はご寄附による）

始めたキツカケ

まるのいえを始めたキツカケは一匹の犬でした。元々鹿児島に住んでいた私は、「まるも」という犬と暮らしていました。ある日、そのまるもが心臓の病気にかかり、寿命はあと3年と宣告され、「この子が無くなるまでは犬がノビノビと暮らせる土地で生きてほしい」と思い、ふるさとであり、自然が豊かな瀬戸内に戻ってきて「まるのいえ」を始めました。

気を付けていること

このシェルターを運営する上で気を付けていることは、衛生面と動物たちの体調管理です。日々、細心の注意を払って健康チェックをしています。

あとはハブ対策。常に足元がハッキリ見えるよう草木はこまめに刈っています。毎年夏には硫黄を焚いて撒いたり、施設内に除草剤を撒いています。

あとは、犬猫を里親に出した後のケアには力を入れています。極力、飼い主さんに負担がかからないように、定期的に訪問したり、近況の把握に努めています。

「まるのいえ」が担う役割

高齢者の多い瀬戸内町では、ペットを飼っていることで、入院や通院をする必要が出た際に、いつでも安心して、ペットを預けられる施設がこのまちは必要だと思います。そんな時にぜひこのシェルターを活用して、安心してペットを飼える環境を作りたいと思っています。

多頭飼育崩壊に注意

多頭飼育崩壊とは、飼育している犬猫の数が増えすぎて、飼育環境が崩壊してしまうこと。まるの家の犬猫には、この多頭飼育崩壊を防ぐためにも避妊・去勢手術を施しています。

里親希望の方へ

「飼いたい」という方が現れてもすぐには譲渡することはできません。事前に里親になる方の面談や飼える環境にあるかどうかの審査をしたうえで里親に出しています。

里親になるためには、経済的に見ても環境面においても十分にペットを飼える状況にあることが条件となります。

最期まで愛する覚悟を

動物は私たち人間を癒してくれます。一方で、飼い主の責任が果たされなければ、ペットは悪者になり、飼い主も周囲の方々も不快な思いをしてしまいます。動物を飼える環境が整っているかどうか。「飼いたい気持ち先走って、覚悟のないまま見切り発車でペットを飼ってしまうと、高い確率で飼育放棄に繋がります。

安易な気持ちで飼わず、ペットへの向き合い方をしっかり考えた上で飼育を始めてください。」そう松下さんは力を込めます。ペットはあなたの大切な家族の一員となります。『動物を飼う』ということを変更して考えてみましょう。



不幸なペットを生み出さないために



猫の飼育は“室内”で

猫は外で飼う方も多いですが、屋外には危険がいっぱいです。交通事故、感染症、妊娠など、さまざまなリスクがあります。室内でも遊ぶ場などを確保すれば、猫のストレス軽減も可能です。

災害に対する備えを

大きな地震や台風などが発生した場合、あなたの大切なペットを被災します。避難場所でのトラブルを避けるため、日頃から最低限のしつけをしておきましょう。動物向け防災用品の準備も大切です。

迷子にさせないで！

動物は、迷子になっても飼い主のことを伝えることができません。飼い主を特定できるものが付いていれば、家族のもとへ帰ることができます。鑑札や名札、マイクロチップなどを付けましょう。



犬を連れて公園等を利用する際のマナー

犬を連れて公園等を利用される方へ守ってほしいマナーがあります。

- ・夜間における公園の利用は控えましょう。犬の鳴き声が、近隣住民の迷惑となる場合があります。
- ・ふんをした場合には、必ず持ち帰りましょう。尿については、十分な水で流しましょう。
- ・園内灯に尿をかける行為はやめてください。錆びて故障の原因になります。
- ・リードは必ず着用しましょう。リードについては適切な長さにしましょう。

犬の飼育マナー



社会に受け入れられるようしつけをしましょう。特に「待て」ができるようにしなくてはなりません。また、鳴き声や毛の飛散、排せつ物の放置などで地域に迷惑をかけてはいけません。

散歩のマナー

最低限の持ち物：ふん処理用の袋、汚れを落とすための水

- 必ずリードを付けましょう●公共の場所やほかの家の前で排せつしないようにしましょう
- 散歩中に排せつしたら、ふんは必ず持ち帰り、水で汚れや臭いを落としましょう。

年に一度予防接種を！

年1回、狂犬病の予防注射が義務付けられています。動物病院や町の集合駐車場で接種できます。

猫の飼育マナー



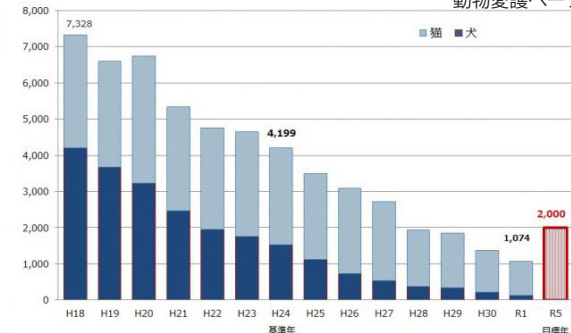
猫は室内で飼いましょう。室内で飼育する場合でも、子猫が生まれることを望まない場合は不妊、去勢手術をしましょう。

※野良猫へのエサやりは責任をもって！

野良猫にエサを与え続けることは、飼い主と同じ責任を負うことになります。エサを与えるのであれば、責任をもって飼い主になりましょう。

県、全国の殺処分の現況

犬猫の殺処分頭数の推移 (鹿児島県 HP 内 動物愛護ページより引用)

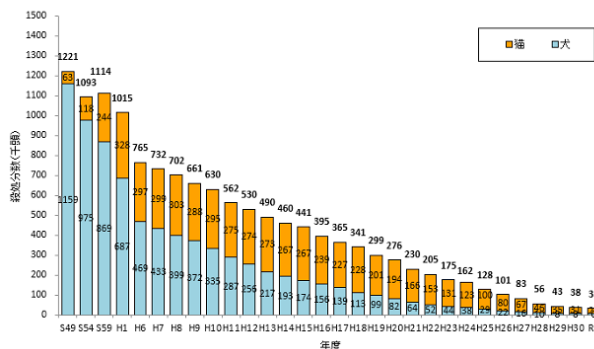


〔鹿児島県〕

鹿児島県では、令和5年度を目標として、犬猫の殺処分頭数を平成24年度の約半分となる2,000頭以下とするとともに、犬猫の譲渡率をおおむね20%以下としています。

県・全国ともに、毎年犬猫の殺処分頭数は減少傾向にあり、平成28年度には目標であった2,000頭を下回りました。鹿児島県では、犬猫の収容数が減るように、望まない繁殖を防止するための不妊・去勢措置、終生飼養の徹底等、県民の理解を深める施策が実施されています。

(環境省 HP 統計資料より引用)



〔全国〕

生き物を飼うということ

生き物を飼うことで、癒しや楽しさを得ることができます。でも、ただ「寂しさを埋めたい」「可愛い」だけでは生き物は飼えないと思います。ペットは病気で介護が必要になる場合もあります。自分の時間を費やしてでもお世話をしないとイケないし、もちろんお金も使います。生き物はロボットではないのでしつめもしないといけません。経済状況や自分の体力、家族の状況など多方面から考慮して、飼うことができる状況かどうかを見極めてほしいです。最期の時まで、愛し続けるという覚悟をもってペットを飼いましょう。



ペットにとっての幸せとは？

犬や猫は、野生の生き物ではないので、人間に依存して生きています。ペットとの暮らしをより良くするためには、その動物の特性や習性、健康状態、安全の確保などの事柄に配慮し、たっぷりと愛情をかけて飼育することが必要です。そのためには、適切な飼育方法を学び、実践することが大切です。

動物と人が共生するには

「ペットは家族の一員」という言葉はよく聞きますが、これからは「**ペットも社会の一員**」という広い考えを持っていただきたいと思います。飼い主の方すべてが、他の方に配慮し自覚と責任をもって動物を飼育すれば、本当の意味での「人と動物が共生できる社会」が実現するのです。

動物愛護法をご存知ですか？

動物の飼い方は、動物愛護法で定められています。動物愛護法では、ペットの飼い主の責務として、次の6つのことが明記されています。①健康と安全の保持と迷惑防止②病気の知識と予防③逸走防止④終生飼養⑤繁殖制限⑥身元表示です。大きく分けると「**動物を健康で安全に飼養すること**」と「**近隣などの社会に対する配慮**」に分けられます。これらが果たされてはじめて適正に飼養されているという事になります。

(全国動物愛護センターHPより抜粋)



あとがき

取材中に、時折町民の方々がまるのいえを訪れました。お話を伺うと、「定期的に癒しを求めて遊びに来る」そう。取材を通して印象に残ったことは、まるのいえは”シェルター”としての役割だけでなく、”集落の憩いの場、コミュニティの場になっている”ということ。動物保護施設ということで、少し悲しいイメージを持って伺ったのですが、実際に足を運んでみると、かわいい動物たちが松下さんの愛情たっぷりに育てられていて、非常に明るく、楽しいひと時を過ごせました。

皆さんがペットを飼いたいなと思ったときには、ぜひ選択肢の一つとして、「まるのいえ」のことを思い出していただけると嬉しいです。